

仙北市企業誘致PR動画製作業務委託仕様書

1. 委託業務名

仙北市企業誘致PR動画製作業務

2. 目的

本市への企業誘致のため、立地環境や優遇制度、工業団地等をPRする動画を製作し、動画サイトへ掲載することで、企業誘致に係る情報発信を強化し、市外に本社を有する企業の本市への新規立地の促進を図る。

3. 業務期間

契約締結日から令和7年2月21日（金）

4. ターゲット

- ・本市外に本社を有し、地方への工場立地や拠点設置を検討している企業（製造業、情報通信業）
- ・意思決定権を握る企業のマネジメント層（役員、中間管理職等）
- ・サテライトオフィスを活用した事業を計画している企業（情報通信業、ベンチャー企業等）

5. 業務内容

○仙北市企業誘致PR動画製作（企画、動画構成の立案、台本作成、取材、編集等）

本市への企業誘致を促進するため以下の動画製作を行う。

No	内容	時間	詳細内容
1	本市の立地環境の紹介	約2分	優れた人材、豊かな地域資源、安全安心な生活環境、事業環境、交通アクセスなど
2	本市の優遇制度等の紹介	約1分	補助制度、Aターン制度など
3	本市の工業団地の紹介	約1分	現地の映像、分譲価格、面積、空港・港・駅からのアクセス、工場用水や電力の供給体制、周辺環境など
4	本市のサテライトオフィスの紹介	約1分	現地の映像、施設詳細、料金形態、アクセス、周辺環境など

- ・動画は通年用として製作すること。
- ・動画の一部又は全部にBGMやナレーション、字幕を挿入すること。
- ・動画の画面縦横比は16：9とし、動画の解像度は4K（3840×2160）映像以上とすること。
- ・製作スタッフ等のエンドロールは省略するが、映像の配信元が仙北市であることが分かるようクレジット表記を挿入すること。

- ・動画内に詳細情報は仙北市公式ホームページに掲載されている旨を挿入すること。
- ・動画はY o u T u b eで再生可能な形式及びDVD（ブルーレイ）プレイヤーで再生可能な形式とすること。
- ・動画は複製や編集が可能なものとすること。

6. 委託経費に含まれるもの

- (1) 業務に直接従事する従業員等の直接作業時間に対する人件費
- (2) 業務を行うために必要な旅費、交通費及び宿泊費
- (3) 業務実績報告書や納品物、各種資料の印刷製本に関する経費
- (4) 資料及び素材の収集、製作及びデザイン等にかかる経費
- (5) 使用する画像等にかかる肖像権、著作権などの権利関係の処理及び調整に係る経費
- (6) 業務に直接関係する郵送物等の送料等
- (7) その他、仙北市が必要と認められる経費

7. 成果物

以下の成果物を、令和7年2月21日（金）までに仙北市役所農林商工部商工課へ納品すること。

- (1) 業務実績報告書 1部
- (2) 製作した動画データ
 - ①非圧縮のマスターデータを格納した記録媒体 1式
 - ②再生用DVD 3枚
 - ・一般的な家庭用DVDプレイヤーで再生でき、また、DVD-R付きパーソナルコンピュータで複製が可能な形式とすること。
 - ・DVDの上面に作成した年度、業務名、受託者を記載すること。
 - ③オンラインサイト掲載用データ（MP4形式） 1式

8. 業務の進め方

- (1) 委託期間中は、適宜電話・電子メール等で業務の進め方の協議や資料等の確認を行いながら、定期的に担当者打合せを実施すること（月1回程度）。
- (2) 打合わせ後は、その都度受注者が議事録を作成し、委託者へ提出すること。

9. 留意事項

- (1) 本業務委託で作成された成果物に関する全て所有権は市に帰属すること。
- (2) この業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

- (4) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (5) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

10. その他

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後の実績報告等に基づき行う。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、協議の上、決定する。